肝炎医療費助成システムデータエントリー等業務委託契約書

1 委託業務の名称 肝炎医療費助成システムデータエントリー等業務

2 委 託 期 間 契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委 託 料 の 額 業務1日当たり金 円とする。

(実績日数に1日あたりの単価を乗じて得た額に、消費税及 び地方消費税を加えた額を支払う。)

上記委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、 次の各条項により委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(業務の委託)

- 第1条 甲は、次条の業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託 する。乙は善良な管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。
- 2 本契約の履行に当たり乙は、別紙「肝炎医療費助成システムデータエントリー等業務 委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に従い、業務に従事する社員を適正に配置し、 指導監督を行い、委託業務の趣旨に従い、管理者の注意をもって処理しなければならな い。

(委託業務の内容)

- 第2条 甲が乙に委託する業務は、仕様書のとおりとする。
- 2 乙は委託業務を甲の指定する期日までに終了しなければならない。
- 3 委託業務を処理するために必要な原票その他資料等は、甲が指定する日にその都度乙 に提供する。

(契約の保証)

第3条 甲は、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第228条の規定に定める契約保証金について、甲が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかの規定に該当する場合は、納付を免除する。

(作業場所)

第4条 乙は、委託業務を甲が指定する場所で実施することとする。

(委託業務の処理)

- 第5条 乙は、甲の指示に基づいて委託業務を処理するものとする。この場合において、 乙の責めに帰すべき事由により、甲の指示どおりに委託業務を処理できない場合は、甲 の承認を受けて、乙の責任において甲の指定する期日までに当該業務を終了しなければ ならない。この場合における当該処理に要する経費は、乙の負担とする。
- 2 乙は業務の総括的な能力を有するもの(以下「業務責任者」という。)を選任し、次 の職務を行わせるものとする。

- ① 甲との連絡調整、報告書の作成
- ② 業務社員に対する指導・教育
- ③ その他業務社員の配置、スケジュール等人事、業務管理全般
- 3 甲は本契約の履行に関して委託者としての注文、指示等は、乙が選任した業務責任者 に対して行い、乙の業務社員に対して直接これを行わない。

(協力義務)

第6条 乙は、委託業務の処理に当たって、常に義務運営の円滑な進行に協力するものと する。

(完了報告及び検査)

- 第7条 乙は対象月の業務が終了したときは、翌月の10日までに様式1「業務委託完了報告書」に様式2「業務委託実施確認書」を添付し、甲に提出し、その確認を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による書類を受理したときは、当該書類を審査し、受託業務の実施 の方法がこの契約に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべ きことを乙に対して指示するものとする。

(委託料の支払)

- 第8条 乙は、前条の規定により甲の確認を受けたときは、様式3により委託料の請求を することができる。
- 2 甲は、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により第1項の規定に関わる支払が、前項に規定する支払期限 までに支払われない場合には、乙は、その請求額につき、遅延日数に応じ年2.5%の割合 を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

- 第9条 甲は、乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期限までに委託業務を完了する見込みがあると認めるときは、乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。
- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長するときは、その旨を乙に通知すると ともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。
- 3 第1項に規定する遅延利息の額は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託金額に年2.5%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)とする。

(秘密の保持)

- 第10条 乙は、委託業務に係るデータ及び各種資料等(以下「データ等」という。)を善良な管理者の注意をもって扱うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) データ等は、甲の指定した目的外に使用し、もしくは第三者に提供してはならない。

- (2) データ等は、複写又は複製してはならない。
- (3) データ等の処理及び保管に関し、紛失、滅失、き損等の事故が発生したときは、直ちに甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、本契約の委託業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。 この契約終了後もまた同様とする。
- 3 前2項の義務履行を確保するため、甲は随時乙に対して所要の措置をとるべきことを 指示することができるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を扱う場合は、別記「個人報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(業務処理についての注意事項)

第12条 乙は、第4条の規定により甲の施設、設備諸機械等を使用するときは、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。また、乙が甲から交付を受けた物品の使用についても同様とする。

(委託業務以外の処理の禁止)

第13条 乙は、委託業務以外の業務を甲の施設、設備諸機械等を用いて処理してはならない。

(一括再委託等の禁止)

- 第14条 乙は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、 甲の承諾を得なければならない。
- 3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他 必要な事項の通知を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第15条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務を いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負 わせてはならない。

(委託業務内容の変更等)

- 第16条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止 することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要がある と認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第17条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委

託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその 事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は 甲乙協議して定める。

(契約の解除)

- 第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。
 - (1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により委託業務の実施を継続する必要がなくなった場合。
 - (2) 乙が委託業務を実施することができなくなった場合。
 - (3) 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがない と明らかに認められるとき。
 - (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、 乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者 その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団 員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め られるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め られるとき。
 - へ 下請契約又はその他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当 することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又はその他の契約の相手方 としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を 求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (5) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。
 - (6) 前5号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。
- 2 前項第3号から第6号の規定により契約が解除された場合、甲は乙に対して委託料 を支払わず、又、これに関する一切の責めを負わないものとする。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に納付しなければならない。
- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

- (2) 乙がこの債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務 について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第7 5号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(契約不適合責任)

- 第20条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間 内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求す ることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることな く、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を 受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(賠償責任)

第21条 甲は、乙が委託業務の処理に当たり、乙の故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、乙に対し、その賠償を請求することができる。

(事故その他不測の事態に対する措置)

- 第22条 乙は、委託業務の処理に当たり、常に事故又は災害の防止等に努めるものとし、 事故又は不測の事態が生じたときは、直ちに甲に通知し甲の指示に従って、適切な措置 をとるほか、自ら臨機の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 前項の場合において、事故又は不測の事態が発生し、甲の指示を受けるいとまがなく、 乙自らが臨機の措置をとったときは、その顛末を速やかに甲に報告しなければならない。

(談合による損害賠償)

第23条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除を

するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による 排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、 甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、 その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければな らない。

(違約金等の相殺)

- 第24条 この契約に基づく違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があると きは、甲はこれを委託業務の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴すること ができる。
- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する違約金及び賠償金にかかる債権につき、 その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、 帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求める ことができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の 応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部 又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(受託者の義務)

- 第25条 乙は、本業務の履行について法律上事業主としてのすべての責任を負うものとする。
- 2 乙は、その使用者に対し、労働基準法及び他の労働関係法令上、使用者としてのすべての義務を負うものとする。
- 3 乙は本業務の処理に当たり、業務社員の秩序規律及び風紀維持の教育指導を行うもの とする。

(補則)

第26条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、

必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第27条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、 甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 住 所 福島市杉妻町2番16号 福島県

氏 名 福島県知事 内堀 雅雄

乙 住 所

氏 名

別記

(特定個人情報を含む) 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の 権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。 (秘密の保持)
- 第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に 使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。
- 2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。
- 3 乙は、特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条8項に規定する特 定個人情報をいう。以下同じ。)に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業 務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないことと するとともに、当該従業者に特定個人情報の保護に関する研修等を行うなど、適切な教 育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

- 第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報(特定個人情報を除く。)を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号(第8号を除く。)に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

- 第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理 措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び 毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律(平 成15年法律第57号。以下「法」という。)及び「個人情報の保護に関する法律について のガイドライン(行政機関等編)」等に基づき必要かつ適切な措置を講じなければなら ない。
- 2 乙は、甲より特定個人情報の取扱いの委託を受けた場合、業務に関して知り得た特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために法、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」及び「同ガイドライン(別添1)特定個人情報に関する安全管理措置(行政機関等編)」の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報 が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 (作業場所の指定等)

- 第7 乙は、業務のうち個人情報(特定個人情報を除く。次項において同じ。)を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)について、甲の指定する場所で行わなければならない。
- 2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人 情報が記録された資料等を持ち出してはならない。
- 3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行う とともに、漏えいすることがないよう厳重に保管しなければならない。
- 4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

- 第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。
- 2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去 又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受け なければならない。

(事故発生時における報告等)

- 第9 乙は、個人情報(特定個人情報を含む)の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに 甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。
- 3 前項の場合において、甲が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行 政機関等編)」及び「同ガイドライン(別添 2)特定個人情報の漏えい等に関する報告 等(行政機関等編)」等に基づき必要な措置を講ずる場合には、乙は、甲の指示に従う ものとする。

(調査監督等)

- 第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。
- 2 乙は、前項における報告について、甲が求める場合には定期的に報告をしなければならない。
- 3 特定個人情報の管理状況等の調査については、甲は第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査を行うことができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示 を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社

- (会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。
- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。 (労働者派遣契約)
- 第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、 労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければ ならない。

(損害賠償)

- 第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

肝炎医療費助成システムデータエントリー等業務委託仕様書

- 1 委託業務の名称
 - 肝炎医療費助成システムデータエントリー等業務
- 2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の内容

下記業務を履行場所において履行すること。

- (1) 肝炎医療費助成システムデータエントリー業務
- (2) 上記(1) の業務に付随する文書作成、発送、データ入力・集計等の業務
 - 〔(2)業務例〕
 - ア 肝炎治療受給者証交付申請書類 (入力原票)及び出力帳票等の内容確認チェック
 - イ 肝炎認定協議会審査書類等の作成・送付
 - ウ 審査結果通知後の受給者証等の発行・送付
 - エ 申請書類等のファイリング
 - オ 受給者証認定交付データの集計
 - カ 医療費償還払請求書類の確認チェック
 - キ 償還払債権者データ登録及び償還払請求額等のデータ入力・集計業務
 - ク その他、関連する文書等の作成、発送、データ入力・集計業務等
- (3) 肝がん入院医療費助成システムデータエントリー業務
- (4)上記(3)の業務に付随する文書作成、発送、データ入力・集計等の業務 〔(4)業務例〕
 - ア 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書類(入力原票)及び出力 帳票等の内容確認チェック
 - イ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業認定協議会審査書類等の作成・送付
 - ウ 審査結果のデータ入力・集計
 - エ 保険者照会書類等の作成・送付
 - オ 保険者照会結果のデータ入力・集計
 - カ 審査及び保険者照会後の参加者証等の発行・送付
 - キ 申請書類等のファイリング
 - ク 参加者証認定交付データの集計
 - ケ 医療費償還払請求書類の確認チェック
 - コ 償還払債権者データ登録及び償還払請求額等のデータ入力・集計
 - サ その他、関連する文書等の作成、発送、データ入力・集計業務等

4 業務日程及び履行期日等

- (1)業務日程については、事前に業務を依頼する日程を調整のうえ、その都度、地域医療課より業務日、履行期日等を指示することとする。
- (2)業務日数については、月10日(週2日~3日)以内での作業を基本とするが、繁 忙時期(年度末・年度初)等については、年間業務予定日数の範囲内で月又は週の業

務予定日数を調整・変更することがあるため、臨機応変に対応が可能であること。

- (3) 1日当たりの業務時間等については7時間45分〔8:30~17:15 (休憩 (休息時間含) 12:00~13:00)〕とする。ただし土・日・祝日・年末年始等の業務は行わない。
- 5 履行場所及び履行方法等
 - (1) 履行場所は次のとおりとする。

福島市杉妻町2番16号

福島県保健福祉部感染症対策課(福島県庁西庁舎6階)

- (2) 履行方法
 - ・ データエントリー作業については、履行場所に設置された専用の端末機により、上 記履行場所に来庁のうえ作業を行うものとする。
 - 入力データについては専用端末及び指定ハードディスクへのデータ保存、バックアップ作業を行うものとする。
 - ・ また、データエントリー作業後は正確性を確保するため、必ずベリファイ(確認) 作業を実施し、出力帳票等により指定職員の確認を得るものとする。
 - その他、データエントリー業務及びこれに付随する業務について確認が必要な内容 については、その都度指定職員の指示に従うものとする。

130件

6 年間予定数量(業務日数) 108日以内

· 承認事項変更(追加)申請登録

- 7 データエントリー業務 年間処理(予定)件数
- (1) 肝炎医療費助成システムデータエントリー業務

· 受給者証交付申請登録 1500件

• 有効期間延長申請登録 5件

·受給者証再交付申請登録 15件

・医療費償還払データ・債権者データ登録 150件計 1,800件

(2) 肝がん入院医療費助成システムデータエントリー業務

·参加者証交付申請登録 100件

·承認事項変更申請登録 15件

・医療費償還払データ・債権者データ登録10件計125件

8 委託料(月額)の積算

上記3の(1)及び(2)に掲げる業務に係る契約金額(業務1日当たりの単価)に月当たりの業務実績(業務日数)を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)により積算するものとする。

(様式1) (第7条関係)

肝炎医療費助成システムデータエントリー等業務委託完了報告書

令和 年 月 日

福島県知事様

所 在 地 受託者名称 代表者名

令和 年 月 日付けで契約した肝炎医療費助成システムデータエントリー等業務 (年 月 分)について下記のとおり完了したので報告します。

記

- 1 委託業務名 肝炎医療費助成システムデータエントリー等業務
- 2 業務実績

業務実施月	業務実施日数	備考		
年月	日	(実績内訳 は別紙 実施確認書のとおり)		

(様式2) (第7条関係)

肝炎医療費助成システムデータエントリー等業務委託実施確認書

(令和 年 月分)

委託業務実施日		' ່	業務従事者名	所 見	確 認 者	. – – – – – – –
		: 旭口	業務従事者名	(実施確認年日日)	職・氏 名	—————————————————————————————————————
年	月	日				
年	月	目				
年	月	日				
年	月	目				
年	月	目				
年	月	目				
年	月	日				
年	月	目				
年	月	日				
年	月	日				
年	月	日				
年	月	日				
年	月	日				
年	月	日				
年	月	日				
年	月	日				

(様式3) (第8条関係)

肝炎医療費助成システムデータエントリー等業務委託請求書

令和 年 月 日

福島県知事様

所 在 地 受託者名称 代表者名

肝炎医療費助成システムデータエントリー等業務(令和 年 月分)に係る委託料として下記のとおり請求します。

請求金額	\mathbf{V}	Ш	
明 小 並 似	Ť_	门	

【請求内訳】

業務実施日数 (月分)	単価	金額
日	F	日 円
(消費税及	ひ地方消費税)	田
合	計	円

(振込口座)			銀行			支店		
		普	通	•	当	座		
	口座名義							
	口座番号							